

生食発 1124 第 1 号
平成 29 年 11 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 29 年厚生労働省告示第 340 号)が本日公布されました。

改正の概要については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されている 2, 4, 5-T、ダミノジッド及びマラカイトグリーンにおける試験法を改正したこと。

清涼飲料水の成分規格のうち、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水において、検出されるものであってはならないと規定されているヒ素試験法であるグットツァイト法を削除したこと。

第 2 適用期日

公布の日から適用すること。ただし、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができること。

第3 運用上の注意

- 1 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添3を別紙1の新旧対照表のとおり改めること。

- 2 検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発0124001号部長通知）の第1章総則の4. 試料採取に従うこと。

- 3 本通知の発出に伴い、平成18年11月30日付け食安発第1130001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」の第3 その他 1 マラカイトグリーン試験法については削除とすること。

改正後			現行		
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について			食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について		
(略)			(略)		
一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界			一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界		
農薬等名	検出限界 (ppm)	備考	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考
2, 4, 5-T	<u>0.01</u>	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	2, 4, 5-T	<u>0.05</u>	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
オラキンドックス※1	0.001		オラキンドックス※1	0.001	
カルバドックス※2	0.001		カルバドックス※2	0.001	
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005		クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm	クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルスロン	0.001		クロルスロン	0.001	
クロルプロマジン	0.0001		クロルプロマジン	0.0001	
酢酸メレンゲステロール	0.0005		酢酸メレンゲステロール	0.0005	
ジエチルスチルベストロール	0.0005		ジエチルスチルベストロール	0.0005	
イプロニダゾール※4	0.0001		イプロニダゾール※4	0.0001	
ジメトリダゾール※5	0.0002		ジメトリダゾール※5	0.0002	
メトロニダゾール※6	0.0001		メトロニダゾール※6	0.0001	
ロニダゾール※7	0.0002		ロニダゾール※7	0.0002	

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。